

平成 18 年 6 月 30 日

企業会計基準委員会御中

実務対応報告公開草案第 24 号

「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(案)」  
(以下「本草案」という)に対する意見書

社団法人 不動産証券化協会  
事務局長 市井 達夫

標題の件につきまして、下記の通り、意見を取りまとめましたので、ご高配を賜りますよう、  
お願い申し上げます。

## 記

## 意見 1

- 財務諸表等規則第 8 条第 7 項に該当する事業体は、出資者等の子会社に該当しないということ  
を本文中に明記するべきである。

## 理由

- ・本草案は、本来、会計基準の変更ではなく、実務上の取扱いを明確にするものであるという  
前提にもかかわらず、本草案により新たな会計基準として誤解される可能性がある。

## 意見 2

- 本草案の趣旨に鑑み、「投資事業組合」という言葉の定義を明確に規定するべきである。
- 『不動産（又は不動産信託受益権）投資』を目的とする組合も対象とするならば、その理由  
を明示していただきたい。

## 理由

- ・本草案の公開に至った経緯としては、『株式投資』を目的とした、いわゆる「投資事業組合」  
に拠る不適切な会計処理に端を発したものであると理解している。
- ・「投資事業組合」とは、Q1-A に例示されている通り、「(投資事業有限責任組合契約に関する  
法律上の) 投資事業有限責任組合」「(民法上の) 任意組合」「(商法上の) 匿名組合」の各  
組合員が「株式投資を通じて」投資育成や企業再生支援などを事業として行うことを目的と  
しているのであって、『不動産（又は不動産信託受益権）投資』を目的とする組合について  
は、そもそも本草案の適用範囲外と思われる。

**意見3**

- 匿名組合に対する支配力基準について、業務執行権の保有割合、資金調達額、損益の負担・享受割合という概念を除外することを明確にするべきである。

**理由**

- ・本草案においては、投資事業組合に対する支配力基準の適用について、投資事業有限責任組合、任意組合、匿名組合を纏めて、業務執行権をどの程度の割合で有しているかという観点から議論されている。
- ・この点、投資事業有限責任組合や任意組合とは異なり、匿名組合においてはそもそも営業者と匿名組合出資者の相対取引であり、営業者が業務執行を行うものであり、匿名組合出資者は業務執行には関与していない。よって、匿名組合出資者が営業者の意思決定を支配するということは概念上、考えられない。匿名組合に対する支配力基準の適用については、投資事業有限責任組合や任意組合とは峻別して考えるべきであり、業務執行権の保有割合や資金調達額、損益の負担・享受割合というような概念になじまない。

**意見4**

- Q1-A2(2)⑤を削除するべきである。

**理由**

- ・本草案は、会計基準の変更ではなく、実務上の取り扱いを明確にするためのものであるという前提にもかかわらず、「利益又は損失の過半を享受又は負担」という基準は、全く新たな概念であり、新たな会計基準であるという誤解を生じさせる恐れがある。

**意見5**

- Q1-A3を削除するべきである。

**理由**

- ・業務執行権を支配力基準の判断基準としながら、突然、出資額（又は資金調達額）基準や損益基準を重視するような考え方になっており、Q1-A2と整合性が取れていない。
- ・また、「…（前略）業務執行権の過半の割合を有する者が独立して財務及び営業又は事業の方針決定をしていることを除き、（後略）…」における「独立して」の定義が曖昧であり、結果として前記の通り重視する基準の関係が不明瞭になってしまっている。
- ・この留意事項では、「別に業務執行権の過半を有する者がいる場合、自らには、業務執行権がなくとも、出資額（又は資金調達額）の過半を拠出していたり、損益の過半を享受・負担していれば、通常、子会社に該当する」と、短絡的に読まれる危険性がある。
- ・本来的には、投資事業有限責任組合法における有限責任組合員（LP）、商法上の匿名組合に

おける匿名組合出資者には、事業体の方針決定をする権限はないため、通常は当該出資者の子会社には該当しないと思われる。

- したがって、本留意事項は、混乱を招くことになるので、不要と考える。

以上